

## 公益財団法人天風会 令和7年度 事業計画 (抜粋掲載)

2024年度は2020年年頭から始まった新型コロナウイルス感染症の影響が低下し、2023年5月に厚生労働省が感染症5類としたことで社会生活が元に戻った状況が、一年続いた最初の年度となりました。

本財団においては、代表理事の交代を円滑に実施しつつ、公益財団法人として本来行うべき行事を賛助会と一体となって進めていくことに注力いたしました。

その結果、行事自体が旧に復したことは極めて大きな成果と言えると思います。しかしながら、オンライン講習会や行事の影響もあり、リアル講習会の参加者は減少、他の行事への参加者は伸び悩みとなっていること、年度前半は増加した会員数が、後半には、減少に転じたことなど課題も明確になった一年でした。この背景には、諸物価高騰や世界的な政治経済の不安定さが目立つようになったことなどの社会情勢の変化や、2023年度にあったようなWBC大谷効果による新規入会数が減少したことがあります。

明るい面としては、大谷効果剥落による落ち込みを想定していた印税が比較的堅調に推移したことがあります。「運命を拓く」をはじめ天風関連の本へのニーズは衰えていないことは今後の事業計画においては好材料と考えられます。

財団としては、令和7年度は上記のような社会常識の変化も取り込みつつ、心身統一法の普及という目的を達成すべく積極的に新たな活動を行っていく必要があると考えております。

具体的には、天風哲学・心身統一法の普及啓蒙をリアル、オンライン、ハイブリッドのそれぞれの良さを活かし、講習会、行修会、研修科、夏期修練会、瞑想行修会、企業研修(外部研修)などを適切な広報と一体として実施するとともに時代ニーズに合った書籍の出版など、多面的な活動により時代に即した財団事業を遂行することで行事、会費、書籍などの収入引き上げを図っていく予定です。

なお、令和7年度4月より、システムの安定運用上の懸念があった会員管理システムの移行を実施します。会員の皆様に対しては、個別に丁寧な案内を送付することで、システム更新による不安を払拭するとともに個人情報安全に管理されていることを伝達いたします。

### I 公益目的事業

行事や会議の実施については、基本通常時の運営を前提とする。

#### 1. 「心身統一法」普及事業

##### (1) 財団主催行事

普及活動の拠点となる天風会館において以下の行事を実施する。なお、社会的ニーズが想定され集客実績が上がった行事については、理事会承認の下、柔軟に追加開催を行うことがある。

##### ①講習会

心身統一法を説く当財団の中核行事。昨年度より開催形式はリアル開催型(平日夜、火水木3日連続方式、年5クール)とオンライン型(事前録画方式)となった。オンライン型は事前収録のため月初から視聴が可能であり、一般・会員を問わず、見たい時に見られる環境を提供することができる(会員無料は継続、なお研修科は会員も有料)。

○リアル型開催予定(年間5回)

開催日 5月13~15日、7月8~10日、11月11~13日、  
1月13~15日、3月10~12日

②研修科 オンライン講習会と同様に事前収録型で有料提供する。

心身統一法のより深い部分を説く行事として、年間7回開催する。開催方法はオンライン講習会に準じる。

開催月：4月、7月、8月、9月、11月、1月、3月

(4月、8月、9月は修練会へ向けて「我とは何ぞや」を提供)

- ③特別講演会 年2回 財団主催、東京の会・練馬の会協力  
両賛助会の推薦する講師を招いての特別講演会を開催する。  
開催日：5月31日、12月20日
  - ④心身統一法運動法セミナー 年12回 9:30~12:00  
「運動法」、「養動法」、「安定打坐法」、「ひとりマッサージ」について、各月の第4土曜日(原則)にオンライン形式で開催する。  
開催日：4月26日、5月24日、6月28日、7月26日、8月23日、  
9月27日、10月18日、11月22日、12月27日、1月24日、  
2月28日、3月28日
  - ⑤夏期修練会 東京会場 8月、9月  
天風哲学の真髄を会得し、心身の強化と生命力の充実を促進する。東京会場については、8月4日間、および9月3日間、集合型にてそれぞれ実施する。  
開催日：8月8日(金)~11日(月)、9月13日(土)~15日(日)
  - ⑥秋期瞑想行修会 東京会場 年1回  
修練会経験者を対象として、高度な天風哲学の更なる理解と実践を促進する。  
開催日：11月1日(土)~2日(日)
  - ⑦オンライン特別行修会  
リアルで修練会に参加しにくい方も含め、広く心身統一法を伝えるために Zoom によるオンラインでの特別行修会を開催する。  
開催日：2月21日(土)~23日(月・祝)
  - ⑧一日セミナー(4月、6月、10月、1月、2月、3月)  
特定のテーマに沿って集中的に学ぶ機会、リアルでの交流、心身統一法を日常生活に取り入れるなどの狙いの下に提供する。  
開催日：4月19日、6月21日、10月11日、  
1月17日、2月14日、3月8日
  - ⑨TEMPU CREATIVE  
朗読と解説「希望の言の葉」(12月6日)、他のTCについては未定
  - ⑩天風哲学ビジネスセミナー  
主にビジネスパーソンを対象に、ビジネスリーダーによる講話を中心に、中村天風の教えをどのように活かすかを提供する。  
開催日：調整中
  - ⑪医学・科学スタディシリーズ  
天風哲学・心身統一法が現代の医学・科学とどう関連付けられるかを、各分野専門家による講演を基に学習・考察することを目的として開催する。  
開催日：調整中
  - ⑫天風塾(連続講座型のプログラム)  
講師企画のものを継続的に開催する。
  - ⑬新年会  
財団主催新年会として計画する。  
開催日：1月(日程は調整中)
- (2)財団委託行事  
以下の修練会及び秋期瞑想行修会について、従来と同様に鎌倉の会、神戸の会、大阪の会、京都の会へ運営を委託して実施する。
- ①鎌倉春期修練会 5月3日(土・祝)~5日(月・祝)
  - ②神戸夏期修練会 7月10日(水)~13日(日)

- ③多武峰夏期修練会 8月13日(水)～16日(土)
- ④秋期瞑想行修会・関西会場 11月15日(土)～16日(日)
- (3) 賛助会主催行事  
心身統一法の全国的な普及を目的とし、財団が認定する各地賛助会にて計画・開催する行事について、講師の派遣及び行事運営の指導・監修・サポートを行う。
- (4) 外部講演会・外部研修  
開かれた財団を目指して外部講演会を積極的に実施する。提供可能な講演テーマ、登壇講師の積極的な拡充と、外部講演に対応できることを財団 Web サイト等にて広報する。
  - ①よみうりカルチャーセンター  
昨年度から引き続き、恵比寿、錦糸町、川越、川口、横浜、荻窪、柏で実施予定(計7教室)だが、令和7年度中に見直しも検討する。
  - ②その他  
外部団体及び企業等からの要望により、随時行う。
- (5) 賛助会運営に関する補助及び指導  
全国的な心身統一法普及を推進するため、財団活動の支援基盤である各地賛助会の運営に関して、補助及び指導を行う。
  - ① 活動補助金の配賦については、2023年度の黒字を受け原則交付するものとする。但し、各賛助会の行事収入や剰余金の状況も確認の上柔軟に対応する。
  - ②賛助会代表者会議の開催

## 2. 調査研究活動(中村天風「心身統一法」の教授法の研究)

- 教務委員会が主導し、以下の活動を行う。
- ①教務委員会会議(年6回) 教義内容及び教授方法についての検討を行う。
  - ②講師研修会 本年度は開催見合わせ。
  - ③講師ライブラリーの運用
  - ④研修員制度養成プログラムに則り、研修員の募集、審査、研修を実施する。
  - ⑤講師養成勉強会の実施(年間3～4回程度)
  - ⑥「心身統一法」行修リーダー  
新規行修リーダーの審査を実施する。また、現行修リーダーを対象として、全国各所及びオンラインで研修会を行う。
  - ⑦賛助会主催2日以上行修会の監修
  - ⑧出版物及びデジタルコンテンツ等の監修
  - ⑨教学的研究

## 3. 出版・広報事業

- 開かれた財団を目指して出版・広報事業を活性化する。
- ①財団出版及び監修出版物の販売
  - ②新規出版物の制作、監修、協力
  - ③雑誌・書籍への執筆協力、資料提供
  - ④機関誌「志るべ」の定期発行
  - ⑤「志るべ」バックナンバーのデジタル販売(賛助会員限定)
  - ⑥動画・音声配信サイトにおけるコンテンツ配信の再開
  - ⑦財団ホームページの運営及び賛助会ホームページの開設や改善の支援
  - ⑧メールマガジン及び各種 SNS 等による広報活動
  - ⑨行事及び商品の雑誌・インターネット等広告掲載
  - ⑩知的財産権(著作権、商標権等)の管理保全
  - ⑪デジタルマーケティングに関する施策

## II. 収益事業等

公益目的事業に資するため、以下の事業を継続して実施する。

- ①天風会館5階の賃貸契約：(一社) アイピーシー
- ②天風会館地下1階一室の賃貸契約：東京の会
- ③天風会館1階及び4階の貸会議室運用：(株) ティー・ケー・ピーへ委託

## III 法人運営に関する事項

法人運営に必要な会議を以下の通り行う。

- ①定例理事会を2回開催、臨時理事会を4回開催する。
- ②定時評議員会を2回開催する。
- ③担当理事による会議、各種課題の解決に向けた委員会会議を適宜開催する。
- ④外部業者とともに基幹業務システムの開発移行による現行サービス改善を行い、会員管理及び顧客の利便性向上を図るとともに事務局業務の効率化を図る。

以上